

平成 29 年度第 2 回青森市防災会議 会議概要

1 開催日時 平成 30 年 2 月 14 日（水） 15：00～15：45

2 開催場所 青森市役所柳川庁舎 2 階 大会議室（講堂）

3 出席者

【委員】

出席者名簿のとおり

【事務局】

<総務部危機管理課>

廣津明男（参事兼危機管理監・課長事務取扱）、金澤敦（副参事）、川村一功（副参事）、長内麻恵（主査）、滝口貴史（主事）

<浪岡事務所総務課>

折目正（主査）

4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 報告

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

【報告 1：災害時における各種応援協定の締結について】

〔配布資料：資料 1「災害時における各種応援協定の締結について」〕

◆配付資料に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○災害時における各種応援協定の締結について</p> <p>災害時における各種応援協定については、昨年 7 月の青森市防災会議の開催以降、7 件の協定を締結している。</p> <p>1 つ目の「災害時等における通信機器等の資機材の貸与等に関する協定」については、昨年 10 月 13 日、青森三菱電機機器販売株式会社と締結している。</p> <p>締結内容は、青森市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、青森三菱電機機器販売株式会社が保有する無線機、ポータブル発電機、屋外式固定カメラ、レコーダ及びモニタ設備、屋外無線 LAN 設備等の無償貸与、さらに、避難所等に設置している自家用発電機等の故障対応や緊急点検等の労務の供給を行うものであり、円滑な災害応急対策が期待される。</p> <p>2 つ目の「防災啓発情報等に関する協定」については、昨年 11 月 2 日、NTTタウンページ株式会社と締結している。</p> <p>締結内容は、青森市内の公衆電話や避難所の位置を印した</p>
-----	--

マップのほか、災害時の安否確認の方法等、被災時に役立つ情報をまとめた冊子「防災タウンページ（青森市版）」を、N T Tタウンページ株式会社と青森市とが共同制作するものとなっている。

また、成果品は、本年 5 月「タウンページ」と「別冊 防災タウンページ」をセットに、青森市内全戸、全事業所へ約 132,000 部を配布する予定となっている。

掲載内容としては、「タウンページ」には、防災情報の周知と防災意識の高揚を図るため、「防災特集」に避難所標識板や海拔表示板の設置の取組紹介、青森市メールマガジンへの登録や不要な毛布の寄附のお願いなどを掲載する予定としている。

また、「別冊 防災タウンページ」については、B5 版ハンディタイプの特性を活かし、家族や親戚等の連絡先や家族の集合場所等を記入し、被災時に活用できる情報欄を設けるほか、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の使い方、家庭での安全対策、避難情報の種別、公衆電話・避難所のマップなどを掲載する予定である。

本取組により、市民の方々に改めて確認いただく絶好の機会になることを期待する。

3 つ目の「防災情報の提供等に関する協定」については、昨年 11 月 15 日、ファーストメディア株式会社と締結している。

締結内容は、災害に備え、青森市民や観光客等の青森市内に滞在する方々に対し、必要な防災情報を提供する手段の充実を図るものであり、スマートフォン向け総合防災アプリ「全国避難所ガイド」をダウンロードした方に、防災情報のプッシュ通知、避難所までの距離と矢印表示による避難行動の支援を行うものである。

また、本アプリは、安否登録・安否確認等の機能、避難場所・避難所の検索等の機能を有している。

なお、ダウンロードは無料となっており、スマートフォンを所有する方に多く利用していただき、情報伝達の多重化を図る一つの有効な手段となることを期待している。

4 つ目の「災害時における相互協力に関する協定」については、本年 1 月 29 日、青森少年鑑別所と締結している。

締結内容は、青森市域において災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、青森少年鑑別所の管理する 1 階会議室を指定緊急避難場所及び指定避難所として地域住民

等が使用するものであり、臨床心理士の資格を持つ法務技官や法務教官による被災者への心理的支援も期待されるものである。

なお、1階会議室の面積は55平方メートルであり、収容可能人数については、27人である。

5つ目の「郵便局舎への「海拔表示」掲出に関する協定」については、本年1月30日、日本郵便株式会社青森中央郵便局と締結している。

締結内容は、津波避難対象区域内に位置する19箇所の郵便局舎に海拔表示板を掲示することで、地域住民に対し海拔を周知し、平常時から津波災害に対する防災意識を啓発するものであり、協定としては、東北地方で「初」である。

なお、海拔表示板については、既に市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、小学校等の市有施設には設置しており、今回、郵便局舎に掲示したことにより、設置箇所は合計105箇所となっている。

6つ目の「災害時における一時避難施設としての使用に関する協定」については、本年1月31日、東北財務局青森財務事務所と締結している。

締結内容については、青森市域において災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、東北財務局青森財務事務所の管理する国家公務員宿舎12棟の屋内階段部分や通路部分を指定緊急避難場所として地域住民等が使用するものであり、東北財務局管内においては「初」となる協定である。

なお、東北財務局青森財務事務所の管理する国家公務員宿舎については、青森市内の5箇所に合計12棟あり、収容可能人数は合計3,140人である。

7つ目の「災害時における避難所等施設としての使用に関する協定」については、本年2月6日、青森明の星短期大学と締結している。

締結内容は、青森市域において災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、青森明の星短期大学の管理する「明の星交流センターすてら1階会議室」及び「明の星学園生涯学習センター1階ジムナーズ（体育館）」を指定緊急避難場所及び指定避難所として地域住民等が使用するものである。

なお、収容可能人数は、明の星交流センターすてら1階会議室が面積100平方メートルで50人、明の星学園生涯学習センター1階ジムナーズが面積642平方メートルで321人であ

	<p>る。</p> <p>市としては、引き続き関係機関、企業、団体等への協力をお願いし、防災対策の強化に努めてまいります。</p> <p>災害時における各種応援協定の締結については以上である。</p>
--	--

◆質疑等

特になし。

【報告 2：平成 29 年度青森市総合防災訓練の実施結果について】

〔配布資料：資料 2「平成 29 年度青森市総合防災訓練の実施結果について」〕

◆資料 2 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○平成 29 年度青森市総合防災訓練の実施結果について</p> <p>青森市総合防災訓練については、災害対策基本法及び青森市地域防災計画に基づき、本市防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、防災関係機関・団体と地域住民の参加・連携のもとに、毎年継続して実施している。</p> <p>平成 29 年度においては、青森市地域防災計画等の内容を検証するものとして、昨年 10 月 14 日、青森地区と浪岡地区の 2 地区において行った。</p> <p>災害想定は、青森地区では「津波ハザードマップ」を活用し、入内断層を震源とする震度 6 強の地震が発生、油川地区に発災から 2 分後、1.8m の津波が到達して、一部の地域で国道 280 号を超えて浸水したことを想定し、避難訓練を実施した。</p> <p>また、浪岡地区では「洪水ハザードマップ」を活用し、集中豪雨により浪岡川の水位が急激に上昇、避難判断水位に到達、さらに、氾濫危険水位に到達したことを想定し、浪岡川南岸の 5 町内会を対象とした避難訓練を実施した。</p> <p>訓練参加者は、市職員、防災関係機関・団体、町会・町内会の方々等、青森地区と浪岡地区を合わせると前年度より約 100 人多い総勢約 430 人となり、防災に関する関心の高さが確認できた。</p> <p>訓練内容は、市職員を対象とした情報伝達訓練、現地災害対策本部の設置・運営訓練、地域住民に対する災害広報訓練、企業局水道部による給水訓練等、青森地区では 18 項目、浪岡地区では 12 項目を実施した。</p> <p>訓練実施に当たり、関係機関・団体から協力をいただいた</p>
-----	--

	<p>ことにつき、この場を借りて感謝申し上げる。</p> <p>また、今年度は、アンケート調査を実施したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からは「様々な訓練を体験し、多くのことを学ぶことができた。」「参加機関・団体の活動ぶりを見て、非常に心強く感じた。」 ・小学校からは「避難所の開設・運営について、教職員で情報共有を図りたい。」 ・ライフライン応急復旧訓練の参加機関からは「参加者の見学が訓練後半に集中していたため、偏りのない見学体制を編成して欲しい。」 <p>などの意見があり、今後対応を検討したいと考えている。</p> <p>平成 29 年度青森市総合防災訓練の実施結果については、以上である。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。

【報告 3：青森市防災情報システムの検討について】

[配布資料：資料 3「青森市防災情報システムの検討について」]

◆資料 3 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○青森市防災情報システムの検討について</p> <p>検討の概要は、昨年 7 月の本会議において説明したところであるが、改めて説明する。</p> <p>東日本大震災以降も、各地で大規模な自然災害が発生している中で、災害による人的被害を最小限に抑えるには、災害情報を早期に確実に住民に伝達することが不可欠であり、そのためには、可能な限り効率的に情報を収集・活用・伝達することのできるシステムの構築が必要と考え、今年度は、防災情報システムの基本的な考え方について検討を進めてきたところである。</p> <p>その中で、防災無線などの通信インフラと ICT を活用した各機能とを連携させ、住民との相互連携・協力による防災・減災の取組みを推進する「青森市型の防災情報システム」に必要な機能について、整理しているところである。</p> <p>今後の取組みについて、市では、「つよい街」を実現し、防災対策を万全とするよう、短期・中期・長期の視点で、段階的にシステム整備に取り組むこととし、平成 30 年度以降も継続して検討を進めていくこととしている。</p>
-----	--

	<p>まず、直近で整備に着手する短期的な取り組みとしては、新市庁舎の竣工時に併せ、災害対策本部機能の強化等を図るため、システムの基本的な機能を整備するための検討を行うこととしている。</p> <p>次に、中期的な取り組みとしては、新市庁舎竣工後において、Jアラートと連動した情報発信の効率化や無線デジタル化の期限を見据えた防災行政無線の更新による情報収集・伝達の効率化を図ることとしている。</p> <p>最後に、長期的な取り組みとしては、情報収集・伝達の高度化に取り組んでいくこととしている。</p> <p>今後も、適宜、情報提供を行いながら、防災情報システムの検討を進め、市の防災体制の強化に努めていくこととしているので、御協力をよろしく願います。</p>
--	--

◆質疑等

特になし。

【報告 4：(仮称)青森市業務継続計画(BCP)の策定概要について】

[配布資料：資料 4「(仮称)青森市業務継続計画(BCP)の策定概要について」]

◆資料 4 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○(仮称)青森市業務継続計画(BCP)の策定概要について</p> <p>「業務継続計画」とは、災害時において行政自らも被災し、人・物・情報などの利用できる資源が制約され、市役所の機能が低下する中で、市民生活への被害の影響が最小限になるよう、迅速に開始する応急業務に、業務継続の優先度が高い通常業務を加えた「非常時優先業務」を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるものである。</p> <p>「策定による効果」については、これまで災害発生時において、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥るなど、業務の立ち上げや継続が困難となっていたが、この計画を策定し、必要な措置を講ずることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つに、災害対応業務立ち上げ時間の短縮 二つに、発災直後の各種業務レベルの向上 三つに、災害対応業務に必要なマンパワーの集中投入が可能となる <p>などの効果が見込まれる。</p>
-----	--

	<p>「計画の位置付け」については、災害時において優先的に実施すべき業務の執行体制や対応手順などをあらかじめ定める事務事業の内部的な運営指針になると考え、青森市地域防災計画の地震・津波対策編や各種災害対応マニュアル等を補完する計画とする。</p> <p>「策定に当たりの重要な 6 要素」については、資料に記載の①から⑥の項目（① 市長不在時の明確な代行順位及び職員のパル集体制、② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③ 電気、水、食料等の確保、④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤ 重要な行政データのバックアップ、⑥ 非常時優先業務の整理）は、国の業務継続計画作成ガイドにおいて、市町村がこの計画を策定するに当たって整理する重要な要素として掲げているものであり、本市においても、この項目を整理しながら当該計画を策定することとしている。</p> <p>「非常時優先業務の対象期間」については、国が作成した業務継続の手引きを基に、災害が発生し、応急業務が軌道に乗った後、通常業務へ移行と復旧対応に要する期間を勘案し、30 日間に設定したところである。</p> <p>「策定に当たって想定する災害」については、平成 26・27 年度に実施した「青森市災害被害想定調査」における想定災害のうち、被害規模が大きい「青森湾西岸断層帯」の活動により発生する地震災害とする。</p> <p>計画策定の進捗状況としては、現在、計画（案）の策定作業中であり、策定完了時期については、今年度末を目標としている。</p> <p>（仮称）青森市業務継続計画の策定については、以上である。</p>
--	--

(4) 議事

【案件 1：青森市地域防災計画の修正(案)について】

〔配布資料：資料 5-1～5-3「青森市地域防災計画の修正(案)について」〕

◆資料 5-1～5-3 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○災害時における各種応援協定の追加について（資料 5-1）</p> <p>先程、「報告 1 災害時における各種応援協定の締結について」において報告した 7 件の協定について、青森市地域防災計画の「資料・様式編」に追加することを提案する。</p> <p>なお、避難所や避難場所の指定に関する協定である青森少</p>
-----	---

年鑑別所、東北財務局青森財務事務所、青森明の星短期大学との応援協定により、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の総数は7箇所増えて328箇所となり、避難所及び福祉避難所の収容人数については、398人増えて81,558人となる。

○バックアップ施設の拡充について（資料5-2）

現在、青森市地域防災計画では、小学校等の53施設を防災活動拠点として、また、市民センター等12施設をバックアップ施設として防災資機材を配備し、防災資機材の要請があった避難所には、これらの施設から防災資機材を搬送することとしている。

市としては、東日本大震災以降、中学校等に無線機や発電機等を配備するなど、防災体制の強化を図ってきたところであるが、昨年「中学校等の避難所にも防災資機材を配置して欲しい。」との新たなニーズがあったことから、

- ・避難所の収容能力等を踏まえ開設の優先度が高い施設
- ・無線機が配備され、連絡体制が強化されている施設
- ・保管場所が容易に確保できる施設
- ・地域のバランス

等について検討したところである。

この結果、既存のバックアップ施設である12施設に、バックアップ施設の候補として選出した中学校（19施設）と浅虫地区の指定避難所であるユーサ浅虫の計20施設を加え、合計32施設に拡充することを考えている。

また、バックアップ施設への防災資機材については、既存の防災資機材に加え、新たに、アルファ化米、高齢者や乳児のための飲料水を備蓄品目として追加配備する予定としている。

以上のとおり、中学校等20施設をバックアップ施設として追加し、体制の強化を図ることを提案するものである。

○指定緊急避難場所の指定基準及び様式の修正・変更について（資料5-3）

まず、「指定緊急避難場所の指定基準の一部修正について」説明する。

青森市地域防災計画においては、指定緊急避難場所の指定基準として、

- ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

避難者等が危険から逃れることができるよう、速やかに避難者の受け入れを行うことができる施設又は場所を指定緊急避難場所として指定すること

- ・指定に当たっては、原則として、それぞれの災害に対する安全区域内の施設等を選定するものとし、管理体制に関する共通基準のほか、法に基づく異常な現象、①洪水 ②崖崩れ 土石流及び地滑り ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火事 ⑦内閣府で定める異常な現象（火山現象、内水氾濫）ごとに個別基準を定め、施設等の現況等を勘案し、総合的に判断すること

を定めている。

このうち、津波の個別基準については、津波防災地域づくりに関する法律に基づく、「浸水想定区域外の施設等であること」と定めているが、その内容について「浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設等（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）」に修正したいと考えている。

修正理由についてであるが、市としては、地震と津波の複合災害を想定して指定緊急避難場所を選定しており、地域住民等の安全を確保し、被害の拡大を防止することを明確にするため、浸水想定区域外においても、耐震性を有する施設に修正することを提案する。

次に「避難所の開設・運営における各種様式の変更について」説明する。

本市としては、避難所の開設・運営において、避難者の入所と退所、避難生活に必要な物資の受け払いなどを確実に把握し、適正に管理するため、各種様式を変更したいと考えている。

まず、様式39「物資調達依頼票」についてであるが、災害対策本部への物資調達依頼は、これまで依頼票1枚を複数回使用していたところ、1回毎に1枚の依頼票を作成して依頼することとし、收受確認欄を追加して、收受した職員氏名とその日時を記載して管理することとするものである。

様式40「避難所物品受払簿」についてであるが、避難所での物品の受け払いを適正かつ確実に行うため、確認者欄を追加し、確認した職員氏名を記載して管理することとする。

様式41「避難所（開設・閉鎖）報告書」については、避難所の報告を開設・閉鎖の状況だけでなく、1時間毎に避難者

	<p>数や建物・その周辺の安全確認の結果を追加して報告できるように修正し、併せて、様式の名称を「避難所状況報告書」に変更するものである。</p> <p>様式 42「避難者入場時の受付簿」についてであるが、避難者の管理に当たっては、避難所への避難者と在宅避難者をそれぞれ把握し、適正に管理することが必要であることから、避難者と在宅避難者を選択する項目を追加する。</p> <p>また、避難者を確実に把握するため、入所日時（支援開始日時）欄、退所日時（支援終了日時）欄、転居先欄を追加することとする。</p> <p>最後に、様式 44「避難者名簿」についてであるが、避難所への避難者と在宅避難者を分け、町会単位で管理することが必要であることから、避難者と在宅避難者を選択する項目及び所属町会名欄を追加することとする。</p> <p>また、避難所からの退所後、親族等からの安否確認等に対応することができるよう、問合せに対する情報公開の承諾欄を追加することとする。</p> <p>青森市地域防災計画の修正概要については、以上である。</p>
--	--

◆質疑等

特になし。事務局提案のとおり修正について承認された。

(5) 情報交換

小野寺 会長	これより、各委員の皆さんとの情報交換の場とするが、意見等はあるか。
早川委員 (国土交通省東北 運輸局青森運輸支 局)	<p>災害時の支援物資輸送に関しては、物流専門家のノウハウが不可欠であるということで、運輸局としては地方公共団体と物流事業者との協定締結を後押ししている。</p> <p>青森市については、既に物流事業者との協定を締結しているとのことであるが、熊本地震の際にも課題として挙げられたのが、二次拠点から避難所までの輸送、いわゆる「ラストワンマイル」であり、いかに円滑に支援物資の輸送を担保していくかということが課題となっている。</p> <p>具体には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つとして、二次拠点が不足していたこと 二つとして、在庫処理ノウハウが欠如していたこと 三つとして、オペレーションの錯綜があったこと <p>などが挙げられている。</p>

	<p>国土交通省としては、支援物資輸送の実働訓練が重要となるという観点から、先月 11 日に国土交通省とさいたま市との共催でプッシュ型支援物資輸送訓練が実施したところである。</p> <p>内容を紹介しますと、パターン別の支援物資輸送として、</p> <p>一つ目は、広域拠点から二次拠点で物資を積み替えて、避難所まで一貫したトラックによる輸送</p> <p>二つ目は、地震で国道が不通になった場合を想定して、陸上自衛隊のヘリコプターによる空輸で二次拠点まで運んでいただいて、そこでトラックに積み替えてラストワンマイルを輸送</p> <p>この二つのパターンで訓練を実施した。</p> <p>国土交通省では、次年度は、ラストワンマイルを含めた訓練に予算の位置付けもしているので、次年度以降、訓練を想定される場合は、相談いただきたいと考え、紹介したところである。</p>
小野寺 会長	<p>災害時の支援物資輸送に関しては、日本通運（株式会社青森支店）、青森県トラック協会（青森支部）、陸上自衛隊（第 5 普通科連隊）など本会議の委員に関連する事項でもあることから、市としては、今後とも、委員のお力添えをいただきたいと考える。</p>

(6) 閉会

各団体への今後の協力を依頼し、閉会。